

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標					
I 現状					
<p>本町は、奈良盆地の中央部に位置し、東西約3.4km、南北約2.0km、面積4.06km²と奈良県で最も小さなまちであり、全国でも2番目に小さいコンパクトなまちとなっています。</p> <p>町内に山林はないものの「曾我川」「飛鳥川」「寺川」一級河川があり、低湿地帯であり、耕作地に適している反面、洪水リスクが存在する。</p>					
(1) 地域の災害リスク					
(洪水：ハザードマップ)					
<p>当町のハザードマップによると、町役場及び商工会が立地している周辺地域は、浸水想定最大規模はそれほどでもないと思われるが、町のかなりの部分が浸水0.5m以上、さらに三宅町西部「小柳地区」「但馬地区」は浸水最大3～5mが想定されている。</p>					
(地震：J-SHIS、地震ハザードマップ)					
<p>現時点で、今後30年以内に震度6強以上の地震が26%以上の確率で発生する想定がされている。</p> <p>当町で特に大きな被害を及ぼす恐れのある地震を以下のように想定している。</p>					
地震名	活断層型	海溝型			
	奈良盆地東縁 断層帯	中央構造線断 層帯	大和川断層帯	東南海地震	南海地震
マグニチュード	7.5	8.0	7.1	8.2	8.6
				同時8.6	
断層の長さ (位置)	京都市山科区～ 奈良県桜井市 35km	金剛山地東縁～ 和泉山脈南縁 (和歌山市付近) 74km	大和川支流沿い 西南(柏原市) ～北東 (大和郡山市) 22km	南海トラフ	
今後30年以内 の発生確率	ほぼ0～5%	ほぼ0～5%	—	60～70%	50%
(土砂災害)					
当町には山林がないため土砂災害の懸念度は低い。					

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年周期で大流行し、世界的にも大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得せず、特効薬が開発されていないような感染症が起こり、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康、社会活動に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 経済センサスに基づく統計

商工業者数 201社
うち小規模事業者数 165社

商工業者数	建設業	製造業	卸小売業	飲食サービス業	その他	小規模事業者数
201社	25社	70社	39社	37社	30社	165社
	町内に広く分布	グローブ製造業は但馬地区に多い	町内に広く分布	町内に広く分布	町内に広く分布	町内に広く分布

(3) これまでの取り組み

① 当町の取り組み

- 三宅町地域防災計画策定
- 自主防災組織の育成
- 防災訓練の実施
- 防災倉庫や指定避難所における防災備蓄品の充当

② 当会の取り組み

- 事業者へのBCPに関する国の施策の周知
- 事業者に対しての個別専門家派遣を行いBCP策定支援
- 専門家等との損害保険取扱の加入促進
- 防災備蓄品（マスク、軍手等）の備蓄
- 商工会青年部による兼統一防災対策基金の実施
- 感染症対策啓発周知
- 磯城郡内商工会相互連携

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策（B C P等）の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間に被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災時速やかな復興支援策を行えるよう、また域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年 4月1日～令和10年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

本計画に基づき協議を重ね、早期に「災害時における相互連携協定」を締結し、発災時に混乱なく的確な応急対策等に取り組む。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回・窓口指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
(対策=事業休業への備え、水災、補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等)
- ・商工会からの案内や三宅町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症はいつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々刻々と変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境の整備するためのじょうほうや支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和5年度事業継続計画作成（予定）

③ 関係団体との連携

- ・防災士の専門家や損害保険に依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいことから、リスクファイナンス対策として、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況の確認及び計画策定の推進。
- ・三宅町・三宅町商工会が連携して、状況確認や改善点等を協議する。

⑤ 当該計画に関する訓練の実施

- ・自然災害発生を仮定して、三宅町役場との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する。)

【2. 発災後の対策】

自然災害等による発災時には自助の安全確保、また人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時1時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNSなどを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を確認し、三宅町役場と三宅町商工会で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い等の徹底を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・三宅町役場と三宅町商工会の間で、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
 - ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害がない

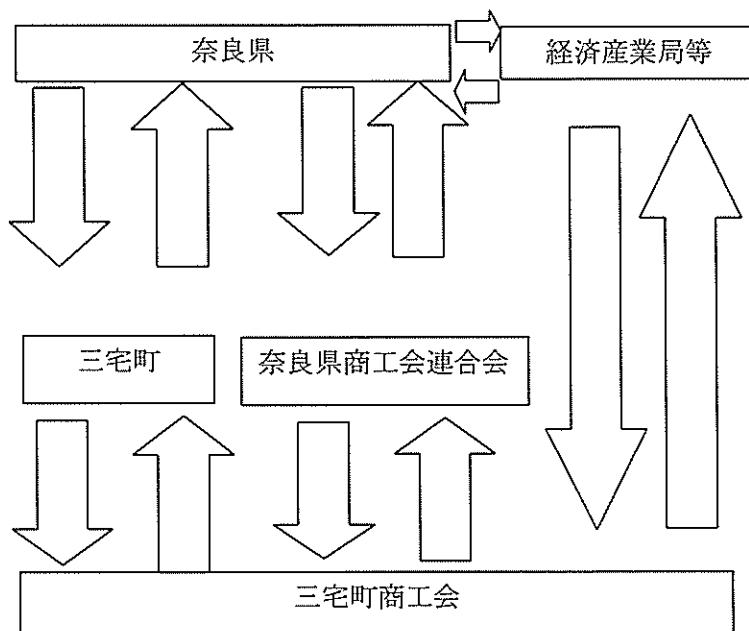
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、三宅町役場と三宅町商工会は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後から1週間	1日に3回共有する
1週間から2週間	1日に2回共有する
2週間から1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うについて決める。
- ・三宅町役場と三宅町商工会は被害状況の確認や被害額（合計、建物、備品、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・三宅町役場と三宅町商工会が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて三宅町役場または三宅町商工会より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や奈良県等からの情報や方針に基づき、三宅町役場と三宅町商工会が共有した情報を奈良県の指定する方法にて、三宅町役場または三宅町商工会より奈良県へ報告する。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について三宅町と協議する。
- ・安全性の確認された場所において開設。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、三宅町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける。または、その恐れがある小規模事業者対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・奈良県の方針に沿って、復興復旧支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。

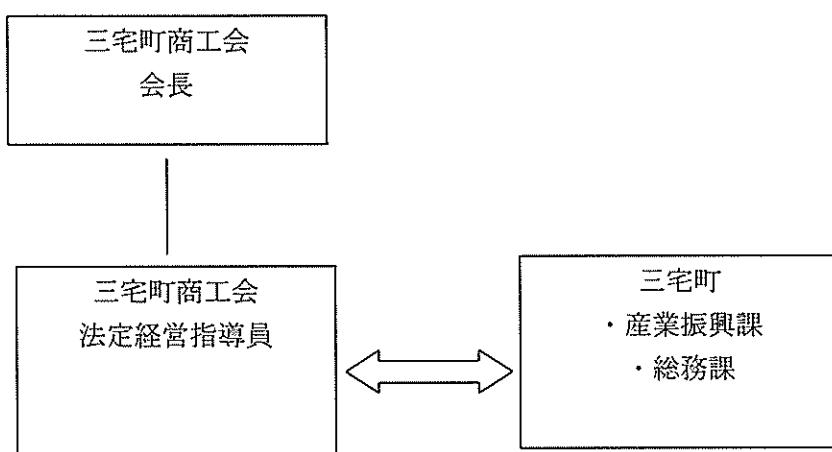
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 柳沢 剛志

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 三宅町商工会

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 685-3
TEL 0745-44-4628 FAX 0745-44-1774
e-mail: miyake-s@leto.eonet.ne.jp

- ② 関係市町村 三宅町役場 産業振興課

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 689
TEL 0745-44-3071 FAX 0745-43-0922
e-mail: sangyou@town.miyake.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・セミナー開催	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・広報費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
三宅町補助金、奈良県補助金、会費収入、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。